



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

603	防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(総合防災課).....	1
604	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	4
605	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
606	生活保護法による医療機関の指定	(").....	4
607	"	(").....	5
608	生活保護法による介護機関の指定	(").....	5
609	"	(").....	5
610	"	(").....	5
611	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	6
612	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	6
613	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	6
614	"	(").....	6
615	"	(").....	7
616	救急病院の認定	(医務課).....	9
617	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	9
618	基本測量の終了	(技術調査課).....	9
619	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	10

○ 公告

	入札公告	(総合防災課).....	10
--	------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第603号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たすものであること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの資格を有すると認められること。

- (2) 競争参加者の資格に関する公示（平成25年1月7日衆議院庶務部会計課長等公示による全省庁統一規格）において、平成25年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発若しくは保守管理のいずれかの資格を有するもの又はこれと同等の資格を有すると認められる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

- (3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
(4) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次に掲げる資格又は認定等のいずれかを有するものであること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（電気電子部門の情報通信科目又は情報工学部門で受験したものに限る。）の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次に掲げる情報処理試験の合格認定を受けている者

- (ア) システム監査技術者
- (イ) 特種情報処理技術者
- (ウ) プロジェクトマネージャ
- (エ) アプリケーションエンジニア
- (オ) ネットワークスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理）

ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

- (5) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、同種かつ同規模の情報処理分野に関する役務の提供に係る事業実績があり、そのうち防災情報システムの構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

- (ア) 競争入札資格審査申請書
- (イ) 業務概要調書
- (ウ) 業務実績調書
- (エ) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
- (オ) 役員等に関する調書
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 印鑑証明書
- (ク) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (ケ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

c 県内に居住する個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

- (コ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し
- (サ) 作業実施計画書
- (シ) 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し
- (ス) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類
- (セ) 誓約書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

アの(ア)から(セ)までに掲げる書類及びコンソーシアムの協定書を提出すること。なお、アの(イ)から(ケ)まで及び(セ)については構成員ごとに提出することとし、アの(コ)、(サ)、(ス)及びコンソーシアムの協定書についてはコンソーシアムの代表者が提出すること。

(2) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(ケ)までに掲げる申請書類に代えることができる。

なお、コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) (1)のアの(ア)から(カ)まで、(サ)、(ス)及び(セ)に掲げる申請書類並びに(1)のイに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成25年5月24日(金)から同年6月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月13日(木)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 入札資格審査等説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館2階
防災研修室 205

(2) 日時

平成25年6月10日(月)午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年6月14日(金)から同月20日(木)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2284
ファクシミリ番号 073-422-7652

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年6月25日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成25年6月28日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成25年7月3日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第604号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年6月26日まで縦覧に供する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年4月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山レスキューサポートバイクネットワーク

3 代表者の氏名

早稲田真廣

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市秋津町764-10

5 定款に記載された目的

本会は、オートバイの機動力とその他の支援体制により、災害時において情報収集、伝達、救援物資の運搬など必要とされる救援活動等の事業を行い、バイクを通して地域社会に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社メディカルスクエア	和歌山市六十谷222番地9	ヒカタ薬局	海南市日方1271-13	居宅療養管理指導	平成25.2.28

和歌山県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊薬 34-25	スズラン薬局笠田店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	平成 25. 5. 1

和歌山県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 165-25	えのもと内科クリニック	田辺市たきない町2番1号	平成 25. 5. 9

和歌山県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
一心の郷株式会社	有田市古江見74-1	それいゆ	有田市古江見74-1	居宅介護支援事業	平成 24. 12. 1

和歌山県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社阪神調剤薬 局	兵庫県芦屋市大槻町 1番18号	阪神調剤薬局和歌山 海南店	海南市日方1522番地	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
株式会社パソナライフケア	東京都千代田区大手町2-6-4	よっといで長山	紀の川市貴志川町長山259-5	訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成25.5.1

和歌山県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更年月日
	旧	新		
紀病1-17	医療法人三車会 貴志川紀和病院	医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	平成25.4.1

和歌山県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項（指定事業所の所在地）		サービスの種類	変 更年月日
			旧	新		
株式会社サザンクロス	有田市野699番地	サザンクロスかいなん	海南市且来368-3	海南市日方1271-75	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.3.1

和歌山県告示第613号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3050100506	児童デイサービスあい・らんど	和歌山市森小手穂2-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25.4.1	平成31.3.31

和歌山県告示第614号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051700 130	児童デイサービスきらり	紀の川市粉河681-4	児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第615号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100 274	ハッピーステーション	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリスビル1F	放課後等デイサービス	社会福祉法人ハッピーステーション	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリスビル1F	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3050100 290	児童デイサービスフレンズ	和歌山市新庄166-23	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人おもちゃばこ	和歌山市新庄166-23	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3050100 308	ファミリー児童デイサービス	和歌山市土入25-10	放課後等デイサービス	有限会社ファミリー	和歌山市土入25-10	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3050100 316	デイサービスステーション華葉	和歌山市広原字川越11-5	児童発達支援	有限会社プランニングレリーフ	和歌山市手平3-1-39	平成 25.4.1	平成 31.3.31
			放課後等デイサービス				
3050100 332	ほほえみ	和歌山市中439-1	児童発達支援	有限会社ほほえみ	和歌山市梅原185-7	平成 25.4.1	平成 31.3.31
			放課後等デイサービス				
3050100 340	児童デイサービスMiKU	和歌山市東高松4-4-36	放課後等デイサービス	有限会社ケアセンター未来	和歌山市東高松4-4-36	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3050100 357	はなのいえ	和歌山市広原字川越11-5	児童発達支援	有限会社プランニングレリーフ	和歌山市手平3-1-39	平成 25.4.1	平成 31.3.31
			放課後等デイサービス				
3050100 407	児童デイサービスこうさぎ	和歌山市杉ノ馬場4-1-1	児童発達支援	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	平成 25.4.1	平成 31.3.31
			放課後等デイサービス				
3050100 423	児童デイサービスこぐま	和歌山市西汀丁7	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人コミュニティ	和歌山市黒田279-4	平成 25.4.1	平成 31.3.31

				イネット			
3051300 022	社会福祉法人山 水会 サンパル Jr. デイサービ スセンターかつ らぎの里	伊都郡かつらぎ 町西浜田11-7	放課後等デイ サービス	社会福祉法人山 水会	紀の川市粉河41 68	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051300 048	障がい児者生活 支援施設ポケッ トハウス	伊都郡かつらぎ 町佐野773	児童発達支援 放課後等デイ サービス	有限会社フリー ポケット	伊都郡かつらぎ 町東浜田644-4	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051400 038	さくらっ子	海南市鳥居1-1	児童発達支援 放課後等デイ サービス	医療法人さくら 会	海南市名高140- 1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051400 053	はるなデイサー ビスセンター	海南市椋木173	放課後等デイ サービス	株式会社はるな 介護センター	海南市椋木173	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051400 061	児童デイサービ ス「エトワル」	海南市船尾438	児童発達支援 放課後等デイ サービス	社会福祉法人あ おい会	和歌山市今福2- 9-35	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051500 043	すまいる	有田市初島町浜 字砂浜1756-1	児童発達支援 放課後等デイ サービス	社会福祉法人有 田ひまわり福祉 会	有田市初島町浜 字砂浜1756-1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051500 050	有田市障害児通 所支援事業所さ くらんぼ	有田市宮原町東 215 福祉館な ごみ内	児童発達支援 放課後等デイ サービス	有田市	有田市箕島50	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051600 058	社会福祉法人ひ まわり福祉会 学童クラブそよ 風	有田郡湯浅町湯 浅2721-4	放課後等デイ サービス	社会福祉法人ひ まわり福祉会	有田郡湯浅町青 木564-1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051600 066	社会福祉法人ひ まわり福祉会 わた雲教室	有田郡有田川町 徳田1465	児童発達支援	社会福祉法人ひ まわり福祉会	有田郡湯浅町青 木564-1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051600 074	まごころランド	有田郡有田川町 上中島字西郷85 9-1	児童発達支援 放課後等デイ サービス	株式会社たかが きサービスステ ーション	有田郡有田川町 下津野807番地1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051700 049	社会福祉法人山 水会 サンパル ジュニアデイサ ービスセンター	紀の川市粉河41 71	放課後等デイ サービス	社会福祉法人山 水会	紀の川市粉河41 68	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3051700 064	わんぱく教室	紀の川市桃山町 元301	児童発達支援	社会福祉法人桃 郷	紀の川市桃山町 調月58-3	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3052100 074	通園みらいⅡ	日高郡美浜町吉 原字新浜1083-3	放課後等デイ サービス	社会福祉法人太 陽福祉会	日高郡美浜町和 田1138	平成 25.4.1	平成 31.3.31

3052300 021	障害児者支援センター虹	新宮市蜂伏13-4 3	児童発達支援	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市蜂伏13-4 3	平成 25. 4. 1	平成 31. 3. 31
			放課後等デイサービス				
3052400 094	特定非営利活動法人どんぐりはうす	西牟婁郡上富田町岩田1764-10	児童発達支援	特定非営利活動法人どんぐりはうす	西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10	平成 25. 4. 1	平成 31. 3. 31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第616号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 新宮市立医療センター
- 2 所在地 新宮市蜂伏18番7号
- 3 有効期限 平成28年4月30日

和歌山県告示第617号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ打田店

和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1

- 2 意見の概要

(1) 公害防止関係法令等（和歌山県公害防止条例、紀の川市環境保全条例等）を遵守すること。

(2) 近隣住民から苦情が出た場合には、誠意を持って適切な対応をすること。

(3) 24時間営業であり、青少年が夜間集まりやすい場所となる可能性があるため、店舗周辺等に配慮するとともに、店内立入補導等に協力されたい。

- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成25年5月24日から同年6月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第618号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）修正測量」
- 2 作業期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支溪（1-302-1-014）、檜河谷（1-302-1-019）、段子谷（1-302-1-020）、堂谷川（1-302-1-023）、貴志川右支溪（1-302-1-025）、馬谷（1-302-1-026）、柴目川左支溪（1-302-2-023）、柴目川左支溪（1-302-2-024）、貴志川右支溪（1-302-1-018）、西谷（1-302-2-022）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域**(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

梅本川左支溪（1-302-1-024）、梅本川左支溪（1-302-2-025）、貴志川左支溪（1-302-1-064）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**入 札 公 告**

防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年5月24日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 業務内容

防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課及び本県が指定する場所

(5) 業務期間

契約日から平成32年3月31日（火）まで

(6) 予定価格

419,314,100円

(7) 最低制限価格（事後公表）

有

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加することができる者は、平成25年和歌山県告示第603号に規定する防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有する者とする。

3 資格審査申請書類の配布及び提出方法等

この競争入札の参加資格の申請に必要な事項は、平成25年和歌山県告示第603号に規定する防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る資格審査申請書類及びその配布方法等に定めるとおりとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

(2) 期間

平成25年5月24日（金）から同年6月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

5 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

4の（1）に同じ。

(2) 期間

4の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、7に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月13日（木）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

6 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 場所
4の(1)に同じ。
- (2) 期間
4の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、7に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月13日（木）までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

7 入札資格審査等説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館2階
防災研修室 205
- (2) 日時
平成25年6月10日（月）午後2時から

8 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館2階
防災研修室 205
- イ 入札日時
平成25年7月5日（金）午前11時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年7月5日（金）午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。

9 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

13 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、8の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

14 契約書の要否

要

15 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

16 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the services / products to be required :

Subcontracting of construction, maintenance and operation of disaster prevention information system ; leasing of servers, etc.

(2) Date and time for tender:

11:00am 5 July 2013 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30am 5 July 2013)

(3) Contact point for the notice :

Comprehensive Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2284

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp